

浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年8月定例会)

- 1 開催日時 令和4年8月22日(月)午後1時30分から午後1時55分
- 2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室
- 3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(欠)
	12番	若月 芳則	(出)

- 4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	関場 健治
幾世橋地区担当	木村 耕治		
幾世橋地区担当	上田 順一		
請戸地区担当	荒川 勝己		
請戸地区担当	脇坂 薫		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	高田 秀光		

- 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	3件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件

- 6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

- 議長 それでは、只今より8月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は10名でございます。また、推進委員数は11名でございます。
定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり8番菅野委員および9番中野委員にお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番及び2番について、委員本人が関わっておりますので浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
（・・・委員退席）
再開いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明します。（議案書にて説明）
なお、当該申請の理由については、所有者に確認をしたところ、以前はそれぞれお互いの農地を耕作しており、今回所有権を整理するために申請したとのことです。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 遠藤推進委員 大堀担当の遠藤です。8月17日の朝に譲渡人の・・・さんに電話してお聞きしました。これは、父の代のころから発生した件でありまして、・・・さんの方は、ほ場整備になった段階でその中に入っていたそうです。今回、・・・さんの方から整備したいんだという事で、やりましょうという事です。譲受人の・・・さんに聞いたところ、以下に付いて順番にお話しをさせていただきます。8月17日の朝、・・・さんに電話しました。1番としましては、先ほどの・・・さんと同じく交換して使っていたのを今回の申請に至りましたということです。2番は畑として利用していきます。管理の関係はどうして行きますかと聞きましたら、草刈り機2台ありまして、管理機も1台ありますから、それで整備していきたいんだと言っております。今後の営農計画ですが、荒れないように草刈りをして管理していきたいということです。5番としては、周辺の農家に迷惑を掛けないように草刈り等をしていきたいという事でした。以上でございます。
- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（質疑無し）
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）

起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀推進委員の遠藤です。続きまして説明をさせていただきます。譲渡人の・・・さんに8月12日の金曜日の日に直接面談いたしました。先ほどの・・・さんと似通っておりますが、やはり、父親の代に交換していたものを今回整理したいんだという事でした。譲受人の・・・さんですが、8月17日の朝に電話いたしましたして、間違いなく父の代から使っていたものを整理したいということでございました。2番目として、畑の続きとして一体的に利用していきますという事でした。3番目として草刈り機等がありますからそれを利用して管理していきたいという事でした。4番目としては、解除されたならば営農再開したいと思っているという事でございます。5番目としては、周辺農家と協力して稲づくりをしたいという申し出でございました。以上でございます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、・・・番・・・委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(・・・委員入室)

再開いたします。

つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀地区推進委員の遠藤です。この件で、譲渡人の・・・さんに17日の朝に電話いたしました。それで、父から自分に相続した時にだいぶ苦労したそうでございます。自分も兄弟六人おりまして、相続問題を心配しております早めに息子に贈与したいんだという事で始まっ

たそうです。そして、その日のお昼に、17日昼に息子の・・・さんに電話いたしました。1番といたしまして、父が元気なうちに生前贈与をするという事を言われたので受けることにしましたという事でございます。いずれ耕作できるようになりましたら家に帰りまして耕作していきたいという事です。3つ目といたしまして、トラクターとか農機具ありますので自分で作業していきますと。4つ目といたしまして、これからどうしますかという事をお聞きしましたら、帰れるようになった時にはすぐ帰りまして営農再開したいということです。5つ目といたしまして、地域との関係ですが、父の時のように地域の方と和やかにやっていきたいという申し出がありました。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します(議案書にて説明)
議案書ページ2-8をご覧ください。申請地は・・・小学校の北側にある田んぼとなります。農地の種類としては、農用地区域内農地となります。農用地区域内農地ですので、原則転用はできませんが、3年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、不許可の例外として認められることとなっております。転用の期間については議案書ページ2-4をご覧ください。「(3)事業の操業期間又は施設の利用期間」の欄に記載のとおり、許可日から5か月間となっております。また、議案書ページ2-6事業計画書の①事業の必要性に記載のとおり、防災集団移転事業で取得した、当該農地に復興海浜緑地を整備するための地質調査及び水源調査を実施するためであり、申請地は津波被災地のため耕作等は行われておらず、不許可の例外として認められると考えられます。次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より予算書抄本の提出を受けており問題ないことを確認しています。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお祈いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員 請戸の荒川です。今回の案件なんですけども、水源の方は緑地帯等に

水やりをするための井戸を掘りたいという事の水質調査だそうです。もう一か所の地質調査の方は、管理棟を建てるための地質調査という事でしたので、ここ、営農されている場所でもないので問題ないかと思えますのでよろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 10番紺野です。8月17日に、荒川委員、佐々木会長並びに山本委員と同行いたしまして現地を調査してまいりました。教育委員会の・・・さん並びに、今回工事を施工する・・・株式会社の・・・さんと、・・・株式会社の・・・さんに同行頂きました。皆さんご存じの通り、現地は津波被災地域でありまして、営農再開の目途が立たない状況の中で、一時転用のかたちで許可申請を行って頂きました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について委員本人が関わっておりますので浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(・・・委員退席)
再開いたします。
議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
議案書ページ3-9をご覧ください。申請地は国道6号線沿いにある、・・・交差点に隣接する田んぼとなります。農地の種類としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができます。ページ3-13は候補地一覧表です。表の中の4番が申請地であり、こちらの選定にあたり1~3番の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地の他に代替性のある土地は無い、という資料になります。また、ページ3-15の地図は、ページ3-6事業計画書の1番で事業の必要性に記載されています、以前から資材置場として使用して

いた土地の位置図であり、事業の必要性に関する追加資料となります。

次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、被設定人より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達するものとなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。設定人の・・・さんには、8月20日電話にて話を伺いました。この農地については、震災前は畑作として使っていた事もあったそうですが、元々孤立しており作付けは困難な土地だったようです。今回・・・不動産から相談を受けて今回の申請に至ったという事を聞いております。被設定人の・・・不動産については8月17日に、現地調査の時に担当の・・・さんが来ていましたので話を伺いました。今回の農地については、震災前から相談していた事もあったそうですが、直近で資材置き場不足という事もありまして、改めて・・・さんに相談したところ今回の申請に至ったという事を聞いております。以上報告をいたします。よろしくお願いいいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 3番。山本です。

本日11時に、わたくし、推進委員の川島さん、議長、役場の担当者の皆さんと現地を確認しました。先ほど川島さんの言われたとおりの案件でございます。何も問題はないかと思っておりますのでよろしく審議お願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(・・・委員入室)

再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和4年8月22日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時55分

議長

番

番
